

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税  
賦課決定処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成29年6月30日棄却・不受理・確定

(控訴審・広島高等裁判所岡山支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年1月19日判決、  
本資料267号-11・順号12960)

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年5月31日判決、本資料2  
66号-82・順号12860)

決 定

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項  
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は  
事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該  
当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら  
れない。

平成29年6月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 菅野 博之